

IFRS Developments

IASBが「資本の特徴を有する金融商品」に関するディスカッション・ペーパーを公表

重要ポイント

- ▶ IASB は、現行の IAS 第 32 号に基づく分類結果を大きく変えることなく、資本及び(又は)負債の特徴を有する金融商品の分類に関する規定の改善を図ろうとしている。また、分類を通じて適切に提供される情報と表示及び開示を通じて適切に提供される情報の間のバランスを取ることを目的としている。
- ▶ FICE プロジェクトは、財務諸表の利用者や作成者、監査人及び規制当局をはじめ幅広い利害関係者に影響を及ぼす。
- ▶ FICE プロジェクトが影響を及ぼすのは、発行者の観点からの金融負債又は資本の分類のみである。
- ▶ FICE DP のコメント募集期限は 2019 年 1 月 7 日である。

はじめに

国際会計基準審議会(IASB)は、2018 年 6 月 28 日にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」(FICE DP)を公表した。本 DP では、現行の IAS 第 32 号「金融商品：表示」に基づく分類結果を抜本的に変えることなく、金融負債と資本性金融商品の分類に関する原則を明確な根拠を示したうえで確立するアプローチを開発している。また本アプローチでは、分類のみでは捕捉されない金融負債及び資本性金融商品の特徴に関する情報を、表示及び開示を通じてより良く提供しつつ、分類規定の一貫性、完全性及び明瞭性を改善するよう意図されている。

FICE プロジェクトでは、発行体(企業)の観点からの金融負債及び資本性金融商品の分類に焦点が当てられている。したがって、金融資産の保有者の会計処理を定める IFRS 第 9 号「金融商品」の規定は、FICE プロジェクトの範囲外となる。さらに、金融商品の認識及び測定規定は影響を受けず、従来どおり IFRS 第 9 号が適用される。

分類

IASB が提案するアプローチでは、以下のいずれか(又は両方)を含む金融商品が金融負債に分類される。

- ▶ 清算以外の特定の時点で現金又は他の金融資産を移転する不可避の契約上の義務
- ▶ 企業の経済的資源から独立した金額に係る不可避の契約上の義務

最初の要件は経済的資源を引き渡す義務を履行する時期を取り扱っており、2 番目の要件は金額を取り扱っている。

企業の利用可能な経済的資源が変動しても請求金額が変動しない場合に、義務を負う金額は企業の利用可能な経済的資源から独立しているということになる。また、請求金額が企業の利用可能な経済的資源の変動の影響を受け、企業の利用可能な経済的資源を上回りうる場合にも、企業の利用可能な経済的資源から独立しているということになる。

逆に、企業の利用可能な経済的資源が変動すると請求金額も変動するものの、企業の利用可能な経済的資源を決して上回ることがない場合には、請求金額は企業の利用可能な経済的資源に依存するということになる。企業の資源に依存する金額の例としては、その金額が企業の資本性金融商品の公正価値に基づく場合が挙げられる。

下記表は、IASB が提案しているアプローチにおいて、どのように金融負債及び資本性金融商品に分類されることになるかを説明している。

「金額」の特性に基づく区分 「時期」の特性に基づく区分	企業の利用可能な経済的資源から独立した金額に関する義務が存在する(契約上の固定金額又は金利その他の金融変数に基づく金額など)	企業の利用可能な経済的資源から独立した金額に関し何の義務も存在していない(自社の株価に連動する金額など)
清算時以外の特定の時点で現金又はその他の金融資産を移転する義務が存在する(例:スケジュールに則った支払い)	負債 (例: 普通社債)	負債 (例: 公正価値で償還可能な株式)
清算時以外の特定の時点で現金又はその他の金融資産を移転する何の義務も存在していない(例: 企業の自己の株式による決済)	負債 (例: 固定金額の現金にその価値が等しくなる、変動数の自己の株式を引き渡す義務を伴う社債)	資本 (例: 普通株式)

デリバティブの分類

IASB は、自己の資本に関連するデリバティブには特有の問題があるため、デリバティブ金融商品にはより一般的な原則に基づいた別個の分類原則を提案している。自己の資本に関連するデリバティブはその全体で分類される。すなわち、受払に係る個々のレッグを別個に分類せず、そのようなデリバティブは、資本性金融商品、あるいは金融資産又は金融負債に分類され得る。本 DP が提案するアプローチでは、以下のいずれか(又は両方)に該当する場合に、自己の資本に関連するデリバティブは金融資産又は金融負債に分類される。

- ▶ 現金で純額決済される(「時期」の特性)
- ▶ デリバティブの「純額」が、企業の利用可能な経済的資源から独立した変数の影響を受ける(「金額」の特性)

表示

本 FICE DP は、特定の負債の帳簿価額の変動を財務諸表本体に表示する新たなアプローチを定めている。すなわち、企業の利用可能な経済的資源から独立した金額に関する義務を伴わない負債に生じる公正価値の変動による利得及び損失を含む収益及び費用について、純損益ではなく、その他の包括利益(OCI)に表示し、組替調整を行わないことを提案している。これには、たとえば、非支配持分が保有する株式に対するプット・オプションに係る利得及び損失が含まれる。

また、本 DP では、純損益また OCI を企業の資本性金融商品に帰属させることを提案している。非デリバティブ資本性金融商品については、IAS 第 33 号「1 株当たり利益」に従うことになるが、帰属額は財務業績計算書本体に表示される。IASB は、資本に分類されるデリバティブについてこの帰属をどのように行うべきか、その見解を未だ固めておらず、本 DP は公正価値の変動を用いるなど複数の方法を検討している。

開示

IASB はまた、金融負債及び資本性金融商品の開示規定についても以下の改善を提案している。

- ▶ 清算時の優先順位
- ▶ 普通株式の潜在的な希薄化
- ▶ 契約条件

影響

IASB は、現行の IAS 第 32 号による分類結果から大きな変更はないと見込んでいる。たとえば、

- ▶ 現金を支払う義務と固定金額と等しい価値の可変数の自己の株式を引き渡す義務は、引き続き金融負債に分類される。
- ▶ 普通株式、多くの非累積型優先株式及び固定金額の現金との交換で固定数の自己の普通株式を引き渡す売建コール・オプションなど、自己の株式に関する単純なデリバティブは、引き続き資本性金融商品に分類される。

さらに、IASB は、IAS 第 32 号の規定は多くをそのまま引き継ぐことを提案している。たとえば、

- ▶ 負債と資本の両方の要素を含む非デリバティブ金融商品(複合金融商品)は、引き続き区分処理される。
- ▶ (本 FICE DP の原則に反するが)公正価値でプット可能な金融商品に関する例外はそのまま維持される。
- ▶ IFRIC 第 2 号「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」もまた、そのまま引き継がれる。

しかし、一部の金融商品については、分類及び(又は)表示が IAS 第 32 号を適用したときとは異なる可能性がある。たとえば、

- ▶ 累積型永久優先株式など、固定額かつ累積型の配当の支払義務がある金融商品は金融負債に分類される。IAS 第 32 号のもとでは、そうした義務があったとしても期限を特定せずに支払いを繰り延べる無条件の権利を持つ場合には、資本性金融商品に分類される。

- ▶ 非累積型で支払いが任意であっても、清算時に固定金額を支払う義務が課せられている優先株式は、負債に分類される。
- ▶ 自己の資本性金融商品を引き渡すことで純額決済される、固定数の自己の株式と固定金額の現金を交換するデリバティブは、資本性金融商品に分類される。IAS 第 32 号のもとでは、株式で純額決済されるすべてのデリバティブ金融商品は金融資産又は金融負債に分類される。
- ▶ (IAS 第 32 号のプッタブル商品に関する例外規定を適用するための要件は満たさない) 公正価値で償還可能な株式は負債として計上し、公正価値の変動は OCI に表示する。
- ▶ 固定金額の外貨との交換で固定数の自己の普通株式を引き渡すデリバティブは、金融資産又は金融負債に分類される。IAS 第 32 号のもとでは、これらのデリバティブ金融商品のうち、外貨建株主割当発行に関する例外規定の要件を満たすものは資本性金融商品に分類される。ただし、公正価値の変動は OCI に表示される。
- ▶ 同様に、外貨建て転換社債における固定対固定要件を満たす転換オプションの公正価値の変動も、IAS 第 32 号における純損益ではなく、OCI に表示される。

弊社のコメント

我々は、負債と資本の分類の基礎になる原則を強化する IASB の取組みを支持する。関係者は、この新たな原則をテストし、より革新的な商品を含む、発行済みの金融商品や検討段階にある金融商品にそれらが適切に適用できるかを評価する必要がある。

また、関係者は、資本性金融商品、特にデリバティブに関する純損益及び OCI の帰属に関する提案を詳細に検討し、実務で適用可能かどうか、その際のコストが財務諸表利用者の便益に見合うものかを評価する必要がある。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について
EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

EYのIFRS(国際財務報告基準)グループについて

国際財務報告基準(IFRS)への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精練に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2018 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG no.03886-183Gblの翻訳版です。